

## 5 平成 25・26 年度 姫路市実地指導の主な指摘事項について

「〇ポイント」は、特に注意が必要なことを記入しており、すべての基準を記載しているわけではありません。詳細な基準については、法令等で確認してください。

### 1 (介護予防)訪問介護

#### (1)人員・設備に関する基準について

- 訪問介護員等の員数が基準(常勤換算方法で 2.5 人以上)を満たしていない。又は勤務表を作成していないため、満たしているか確認していない。【居宅条例 6 条】
- 訪問介護員等において、訪問介護事業所の勤務時間とそれ以外の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅など(以下「有料老人ホーム等」という。)の勤務時間が区別されていない。【老企第 25 号第 1 の 1(1)[2]ロ】

#### 〇ポイント

有料老人ホーム等に併設された訪問介護事業所の訪問介護員等が、有料老人ホーム等のスタッフと兼務している場合は、次の点に留意のうえ、居宅サービス計画及び訪問介護計画に沿ったサービスを実施する必要があります。

- 訪問介護サービスは、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、訪問介護員が利用者に原則 1 対 1 でサービス提供を行われているか。(原則 1 対複数の施設的なサービス提供は介護報酬の対象となりません)
- 有料老人ホーム等のスタッフとしての業務時間と訪問介護事業所の訪問介護員としての業務時間が明確に区分されているか。
- 介護保険サービスと介護保険外サービスが明確に区分されているか。
- 利用者のサービス選択に関して、併設事業所以外の情報が提供されているか。
- 併設事業所の居宅介護支援事業所や訪問介護事業所などの選択を強要していないか。
- 利用者本位ではなく事業所都合のサービス提供(夜間、早朝時間帯のサービス提供やケアプランと異なる内容・時間帯でのサービス提供)が行われていないか。
- 利用者にとって過剰又は不必要なサービスの位置づけがされていないか。

#### (2)運営に関する基準について

- 訪問介護の回数を居宅介護支援事業所に連絡せずに増やしている。【老企第 25 号第 1 の 1(3)[2]】
- 登録ヘルパー等の移動時間及び待機時間が労働時間に算入されず、賃金支給されていない。【基発第 0827001 号 2(1)ウ①】

### (3)報酬に関する基準について

- 初回加算算定時にサービス提供責任者が同行していない(同行した記録がない)。【老企第 36 号第 2 の 2(19)】
- 概ね 2 時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算して、介護報酬を算定しなければならないところを、それぞれの提供時間の報酬単位で請求していた。【老企第 36 号第 2 の 2(4)③】
- 有料老人ホーム等に併設の事業所で早朝、夜間時間帯に訪問介護を行っている事例が多い。(必要性を検討すること。)【居宅条例 25 条】

## 2 (介護予防)通所介護

### (1)人員・設備に関する基準について

- 生活相談員の配置がサービス提供時間数に満たない日がある。【居宅条例 101 条】
- 介護職員がサービス提供時間内において常時 1 名以上配置されていない時間帯がある。又は 1 日合計の勤務時間が不足している。【居宅条例 101 条】
- 機能訓練指導員が配置されていない。【居宅条例 101 条】

#### ○ポイント

- 定員数に関わらず、機能訓練指導員は 1 名以上の配置が必要です。

- 定員 10 人を超える事業所において、看護職員がサービス提供日ごとに配置されていない日がある。【居宅条例 101 条】

#### ○ポイント

- 欠員は人員基準違反であり、減算の対象となります。
- 単位ごとに、サービス提供日ごとに、専ら提供に当たる看護職員を配置しなくてはなりません。
- 提供時間を通じて配置する必要はありませんが、当該看護職員は提供時間帯を通じて通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図る必要があります。

- お泊りデイ（介護保険外）の勤務時間帯を通所介護の勤務時間を含めているため、常勤職員の勤務時間数を満たしていない。【居宅条例 101 条 7 項】

#### ○ポイント

- 通所介護事業所の勤務時間数には、お泊りデイ、生きがいデイといった介護保険外のサービスの提供時間を含みません。常勤要件のある職種（職員）の配置には注意してください。

### (2)設備に関する基準について

- 食堂及び機能訓練室内にベッドを設置し、静養室として使用している。【居宅条例 103 条 2 項】
- 食堂及び機能訓練室内に棚や事務デスクを設置している。【居宅条例 103 条 2 項】

#### ○ポイント

- 上記 2 つの指摘事項の場合、食堂及び機能訓練室の面積から除いた上で、基準（利用定員数に 3 m<sup>2</sup>を乗じた面積以上）を満たす必要があります。

### (3)運営に関する基準について

- サービス提供時間中に、医療機関への受診やサービス担当者会議の出席によりサービスを途中で中断する「中抜け」を行っている。【15.5.30Q&A 介護保険最新情報 vol.151】

#### ○ポイント

- サービスを途中で中断した場合は、緊急やむを得ない場合を除き、その時点でサービスが終了したことになり、その後のサービスに係る報酬は算定できません。

- 理美容をサービス提供時間中に行っているにもかかわらず、サービス提供時間を含めていない。又は、理美容の時間を記録していない。【14.5.14Q&A 介護保険最新情報 vol.127】

#### ○ポイント

- 通所サービスの提供時間には、理美容サービスに要した時間は含まれません。
- 理美容を行った時間を記録し、サービス提供時間から除く必要があります。

- 送迎記録等に利用者氏名及び事業所到着・出発時刻等が詳細に記録されていない。【老企第36号第2の7(1)】

### (4)報酬に関する基準について

- 利用者が遅刻や早退したにもかかわらず、通所介護費を当初のサービス提供時間で請求している。【老企第36号第2の7(1)】
- 運動器機能向上加算の計画・評価が十分でない。【老計発第0317001号別紙1第2の7(2)】

#### ○ポイント

- 利用者ごとにリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握する必要があります。
- 理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するための概ね3月程度で達成可能な長期目標及び長期目標を達成するための概ね1月程度で達成可能な短期目標を設定する必要があります。
- 利用者ごとに、運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成します。その際、実施期間については、運動の種類によって異なるものの、概ね3月間程度とします。また、利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得る必要があります。
- 利用者の短期目標に応じて、概ね1月間毎に、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行う必要があります。
- 利用者の運動器の機能を定期的に記録する必要があります。

- 個別機能訓練加算Ⅰにおいて、常勤専従の機能訓練指導員を配置していない。また、計画・評価が十分でない。【老企第36号第2の7(7)】
- 個別機能訓練加算Ⅱの計画・評価が十分でない。【老企第36号第2の7(7)】

【参考：通所介護の個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱの比較】

下記以外に目標設定、実地内容等項目等についても、別途、国通知\*予定。

	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)
機能訓練指導員の配置	常勤専従 1 名以上配置 ・サービス時間帯を通じて配置 ・非常勤の機能訓練指導員だけが配置されている日は算定不可	専従 1 名以上の配置 ・配置時間の定めはない
機能訓練項目	利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう複数種類の機能訓練項目	利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練項目 ※ 身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らしていることを目的として実施すること（1 人で入浴ができるようになりたい等といった日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標設定のうえ、当該目的を達成するための訓練を実施すること）。
訓練の方法	利用者が選択した項目ごとにグループで別れて活動	5 人程度以下の小集団又は個別 ※ 類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された 5 人程度以下の小集団（個別対応を含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な 1 回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。
訓練の実施者	必ずしも機能訓練指導員が直接実施する必要はなく、機能訓練指導員の管理の下に別の従事者が実施した場合でも算定可	機能訓練指導員が直接機能訓練を実施
実施回数	実施回数の定めはない	概ね週 1 回以上
その他共通の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を含む個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行うこと。</li> <li>・個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその後 3 月ごとに 1 回以上利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む）を説明し、記録すること。</li> <li>・個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。</li> <li>・（平成27年4月より）<b>機能訓練指導員等（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後 3 月ごとに 1 回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行うこと。</b></li> </ul>	

\* 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）の改正

### 3 居宅介護支援

- 居宅サービス計画書をサービス提供事業所に配付していない。【支援条例 15 条】

#### ○ポイント

➢ 利用者の署名・押印した写しを配付する必要があります。

- 居宅サービス計画書の第 3 表(週間サービス計画表)において、内容が変わっているにもかかわらず見直しをしていない。【支援条例 15 条】
- 独居高齢者加算を算定しているが、独居であることを確認した記録がない。【老企第 36 号第 3 の 15】

#### ○ポイント

➢ 居宅サービス計画(第 5 表居宅介護支援経過)等に記録する必要があります。

- 入院時情報連携加算を算定しているが、記録が十分でない。【老企第 36 号第 3 の 13】
- 概ね 2 時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算して、介護報酬を算定しなければならないところを、それぞれの提供時間の報酬単位で給付管理していた。【21.3.23Q&A 介護保険最新情報 vol.69】

### 4 介護老人福祉施設((介護予防)短期入所生活介護含む)、介護老人保健施設((介護予防)短期入所療養介護を含む)、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設

- 身体拘束を行った場合の、記録が十分でない。【施設条例 15 条他】
- 身体拘束廃止委員会が開催されず、身体拘束廃止や防止に向けた取組が確認できない。【老企第 40 号第 2 の 5(5)】

#### ○ポイント

- 態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録することが必要です。
- 3 原則(切迫性・非代替性・一時性)の要件をすべて満たすときだけ身体拘束は例外的に認められます。
- 身体拘束にかかる方針を個人の判断で決めるのではなく、組織(身体拘束廃止委員会等)で決定する必要があります。

- ユニット型の施設において、ユニットごとに常時 1 名以上介護職員又は看護職員を配置していない。【施設条例 49 条 8 項】

### 5 (介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護

- 介護従業者の日中時間帯の職員配置時間が不足している。【地域条例 85 条】
- 必要な研修を受講した(若しくは受講予定の誓約書を提出した)管理者、計画作成担当者等が配置されていない。また、誓約書を提出したにもかかわらず研修を受講していない。【地域条例 85 条】

#### ○ポイント

- 介護従業者の人員基準欠如は、減算の対象となります。
- 小規模多機能居宅介護事業所の介護支援専門員や認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者が配置されていない場合(必要な研修を受講していない場合を含む)は、減算の対象となります。

## 6 各事業全体

- 勤務予定表及び実績表を作成していない、又は作成しているが、基準を満たしているか確認できない勤務表となっている。【老企第 25 号六 3(5)[1]】

### ○ポイント

- 常勤・非常勤、兼務状態、日々の配置数など確認できる勤務予定表及び勤務実績表を毎月作成する必要があります。
- 管理者の勤務状況も勤務予定表及び勤務実績表に記載する必要があります。

- 処遇改善加算において、従業者に賃金改善方法の周知を文書で行っていない。【老発 0316 第 2 号】

### ◇根拠法令の凡例 ※その他厚生労働省の通知や介護予防にも同様の基準があります【記載省略】

居宅条例：姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（H24 年姫路市条例第 51 号）

施設条例：姫路市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（H24 年姫路市条例第 55 号）

地域条例：姫路市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（H24 年姫路市条例第 53 号）

支援条例：姫路市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（H26 年姫路市条例第 59 号）\*

\* H27.4.1 施行

### ◇参考：用語の定義

#### (1) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（就業規則等に定められている時間数）に達していることをいうものである。

→週 32 時間を下回る場合は、週 32 時間を基本とする。

#### 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（H11 年老企第 25 号）」などの留意事項通知の改正（H27.4.1～）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短時間措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事務所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

#### (2) 「専ら従事する・専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

#### (3) 「勤務延べ時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者 1 人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

#### (4) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。